

○事業用電気通信設備規則（昭和六十一年郵政省令第三十号）の一部改正案 新旧対照表

改正後

改正前

(定義)

第三条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

「一～四 略」

四の二 「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とは、一線式アナログ電話用設備のうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を接続する点においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。

「五 略」

五の二 「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備」とは、総合デジタル通信用設備のうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を接続する点においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。

「六～十二 略」

十三 「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との接続を行うために設置される電気通信設備の機器（専ら特定の一の者の電気通信設備との接続を行つたために設置されるものを除く。）と同一の構内に設置されるものをいう。

第四条 [略]

「2～4 略」

5 固定電話接続用設備は、その故障等の発生時に他の地域に設置された固定電話接続用設備に速やかに切り替えられるようにしなければならない。

第八条の三 電気通信事業者は、一の地域に設置した固定電話接続用設備が故障等により使用できない場合に他の地域に設置した固定電話接続用設備を用いてその疎通が確保できるよう、十分な通信容量を有する電気通信設備（当該他の地域に設置した固定電話接続用設備と接続される伝送路設備を含む。）を設置するよう努めなければならない。

(停電対策)

第十一條 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置（交換設備につては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置）が講じられ

(定義)

第三条 [同上]

2 「同上」

「一～四 同上」

[新設]

五 [同上]

[新設]

六～十二 [同上]

[新設]

〔新設〕

(停電対策)

第十一條 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置（交換設備につては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置）が講じられ

いて同じ。) が講じられていなければならない。

〔2・3 略〕

ていなければならない。
〔2・3 同上〕
〔新設〕

4|| 電気通信事業者は、固定電話接続用設備について、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置を講ずるよう努めなければならない。

(大規模災害対策)

2|| 第十五条の三 「略」
前項第三号の規定にかかわらず、固定電話接続用設備は、大規模な灾害により電気通信役務の提供に重大な支障が生じることを防止するため、複数の地域に分散して設置しなければならない。

(適用除外)
〔準用〕

第十六条 第四条、第八条から第八条の三まで、第十条第二項及び第十二条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。

2 第四条、第五条、第八条から第八条の三まで、第九条、第十条第二項、第十二条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

〔3・4 略〕

(適用除外)
〔準用〕

第十六条 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の二及び第十五条の三(第一項第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。)について準用する。

〔2・3 略〕

(適用の範囲)

第二十六条 この款の規定(第三十五条の二の七を除く。)は、二線式アナログ電話用設備(特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。)に対して適用する。

(メタルインターネットプロトコル電話用設備の基本機能)

第三十三条の二 メタルインナーネットプロトコル電話用設備は、ファクシミリによる送受信が正常に行えるものでなければならぬ。

(通話品質)

第三十四条 事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。次条第三号及び第四号において同じ。)に端末規則第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの(以下この条、第三十五条の十八第一項、第三十五条の十九の二第一項及び第三十六条の五第一項において「アナログ電話端末」という。)を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。

〔2・3 略〕

第十五条の三 「同上」
〔新設〕

(大規模災害対策)
〔準用〕

第十六条 第四条、第八条、第八条の二、第十条第二項及び第十二条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。

2 第四条、第五条、第八条、第八条の二、第九条、第十条第二項、第十二条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

〔3・4 同上〕

(適用除外)
〔準用〕

第十六条 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の二及び第十五条の三(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。)について準用する。

〔2・3 同上〕

(適用の範囲)

第二十六条 この款の規定(第三十五条の二の四を除く。)は、二線式アナログ電話用設備(特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。)に対して適用する。

(新設)

(通話品質)

第三十四条 事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。次条第三号及び第四号において同じ。)に端末規則第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの(以下この条、第三十五条の十一、第三十五条の十八第一項及び第三十五条の十九の二第一項において「アナログ電話端末」という。)を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。

〔2・3 略〕

(総合品質)

第三十五条の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備に接続する端末設備等相互間における通話の総合品質に関する限り、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

(ネットワーク品質)

第三十五条の二の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と当該メタルインターネットプロトコル電話用設備に接続する端末設備等との間の分界点（以下この条において「端末設備等分界点」という。）相互間及び当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と他の電気通信事業者の事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備又は電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

(安定品質)

第三十五条の二の三 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備について、総務大臣が別に告示するところにより、当該メタルインターネットプロトコル電話用設備を介して提供される音声伝送役務の安定性が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の二の四 電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関（以下「警察機関等」という。）への通報（以下「緊急通報」という。）を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならぬ。

〔一～三 略〕

四 メタルインターネットプロトコル電話用設備に関する前号の呼び返しを行う場合にあつては、次に掲げる機能を有すること。
イ 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を送信する機能
ロ 緊急通報を発信した端末設備等が、当該端末設備等に係る着信を他の端末設備等に転送する機能を有する場合には、当該機能を解除する機能
ハ 緊急通報を発信した端末設備等が、特定の電気通信番号を有する端末設備等からの着信を拒否する機能を有する場合には、当該機能を解除する機能
二 緊急通報を発信した端末設備等からの発信（緊急通報に係るもの）を除く。）及び当該端末設備等への着信（呼び返しに係るもの）を除く。）を当該端末設備等からの当該緊急通報に係る終話信号の送出後一定の時間制限する機能

〔新設〕

〔新設〕

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の二 「同上」

〔一～三 同上〕

〔新設〕

ホ 呼び返しに係る通信を次条に規定する災害時優先通信として取り扱う機能

第三十五条の二の五 第三十五条の二の八

〔略〕

第三十五条の三 事業用電気通信設備の機能は、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

（基本機能）

第三十五条の三 事業用電気通信設備の機能は、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

（基本機能）

第三十五条の三 〔同上〕

〔同上〕

「一～四 略」

五 インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備につては、ファクシミリによる送受信が正常に行えること。

（総合品質）

第三十五条の五の二 第三十五条の二の規定は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備について準用する。この場合において、同条中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

（ネットワーク品質）

第三十五条の五の三 第三十五条の二の二の規定は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備のネットワーク品質について準用する。この場合において、同条中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「設置するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」「ど、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「当該インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

（安定品質）

第三十五条の五の四 第三十五条の二の三の規定は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備の安定品質について準用する。この場合において、同条中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

（緊急通報を扱う事業用電気通信設備）

第三十五条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならぬ。

「一～三 略」

四 インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に関する前号の呼び返しを行う場合にあつては、次に掲げる機能を有すること。

イ 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則第十一條各号に規定する電気通信番号を送信する機能

ロ 緊急通報を発信した端末設備等が、当該端末設備等に係る着信を他の端末設備等に転送する機能を有する場合は、当該機能を解除する機能

ハ 緊急通報を発信した端末設備等が、特定の電気通信番号を有する端末設備等からの着信を拒否する機能を有する場合にあつては、当該機能を解除する機能

〔新設〕

〔新設〕
〔同上〕

（新設）

〔同上〕

〔新設〕

〔同上〕

〔新設〕

〔緊急通報を扱う事業用電気通信設備）
第三十五条の六 〔同上〕

〔新設〕
〔同上〕

二 緊急通報を発信した端末設備等からの発信（緊急通報に係るものを除く。）及び当該端末設備等への着信（呼び返しに係るものを除く。）を当該端末設備等からの当該緊急通報に係る終話信号の送出後一定の時間制限する機能

本 呼び返しに係る通信を次条に規定する災害時優先通信として取り扱う機能
（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の六の二 第三十五条の二の五の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の七 第三十五条の二の六の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（総合品質）

第三十五条の十一 第三十五条の二の規定は、事業用電気通信設備の総合品質について準用する。この場合において、同条中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

（ネットワーク品質）

第三十五条の十二 第三十五条の二の二の規定は、事業用電気通信設備のネットワーク品質について準用する。この場合において、同条中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

（安定品質）

第三十五条の十三 第三十五条の二の三の規定は、事業用電気通信設備の安定品質について準用する。この場合において、同条中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

（緊急通報を扱う事業用電気通信設備）

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。この場合において、同条第四号中「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備に関する前号の呼び返し」とあるのは「前号の呼び返し（アナログ電話用設備（メタリインターネットプロトコル電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）を介するものを除く。）」と読み替えるものとする。
（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の十四の二 第三十五条の二の五の規定は、事業用電気通信設備について準用する。（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の六の二 第三十五条の二の二の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の七 第三十五条の二の三の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（総合品質）

第三十五条の十一 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

（ネットワーク品質）

第三十五条の十二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備と当該電気通信設備に接続する端末設備等との間の分界点（以下この条において「端末設備等分界点」という。）相互間及び当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

（安定品質）

第三十五条の十三 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示するところにより、当該事業用電気通信設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備に限る。）との間の分界点とするよう必要な措置を講じなければならない。

（緊急通報を扱う事業用電気通信設備）

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。この場合において、同条第四号中「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備に関する前号の呼び返し」とあるのは「前号の呼び返し（アナログ電話用設備（メタリインターネットプロトコル電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）を介するものを除く。）」と読み替えるものとする。
（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の十四の二 第三十五条の二の二の規定は、事業用電気通信設備について準用する。（異なる電気通信番号の送信の防止）

速やかに切り替えられるようにしなければならない。

(停電対策)

第三十八条 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置（交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置）が講じられて同じ。）が講じられていなければならない。

〔2・3 略〕

4 電気通信事業者は、固定電話接続用設備について、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第三十九条 第五条から第八条まで、第八条の三、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十五条の三（第一項第三号及び第五号並びに第二項に係る部分に限る。）の規定は、事業用電気通信設備について準用する。この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十条第二項中「自家用発電機と、第十条第二項中「自家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第四十条 第三十七条及び第三十八条の規定並びに前条において準用する第五条、第八条、第八条の三、第九条、第十条第二項及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又は第三十五条の二の六の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

〔2 略〕

(準用)

第四十五条 第二十七条から第三十三条の二まで、第三十五条の二から第三十五条の二の三まで及び第三十五条の二の六の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

2 第三十五条の二の四の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

(準用)

第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

4 第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「マタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「設置するマタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、「当該マタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

5 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う

(停電対策)

第三十八条 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置（交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置）が講じられていいなければならない。

〔2・3 同上〕

〔新設〕

第三十九条 第五条から第八条まで、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十五条の三（第三号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、事業用電気通信設備について準用する。この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」と、第十条第二項中「自家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第四十条 第三十七条及び第三十八条の規定並びに前条において準用する第五条、第八条、第九条、第十条第二項及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

〔2 同上〕

(準用)

第四十五条 第二十七条から第三十三条まで及び第三十五条の二の三の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

2 第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

(準用)

第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

4 第三十五条の二の三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「マタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「設置するマタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、「当該マタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

5 第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う

ロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

(アナログ電話用設備等)

第四十六条 第五条から第十五条まで（第十一條を除く。）、第十五条の三（第一項第三号及び第五号並びに第二項に係る部分に限る。）、第三十七条及び第三十八条の規定は、アナログ電話用設備等について準用する。この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十一条第二項中「自家用蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

(その他の電気通信設備)

第四十七条 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の三（第一項第三号に係る部分に限る。）、第十六条の三及び第十七条の四の規定は、アナログ電話用設備等以外の事業用電気通信設備について準用する。

(アナログ電話用設備)

第五十二条 第二十七条から第三十三条の二まで、第三十五条（第三号及び第四号を除く。）から第三十五条の二の三まで及び第三十五条の二の六の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

2 第三十五条の二の四の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

(総合デジタル通信用設備)

第五十三条 第三十五条（第二号及び第五号に限る。）、第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の三の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と読み替えるものとする。
伝送役務の提供の用に供するものに限る。」と、第三十五条の二の二中「設置するメタリイントーネットプロトコル通信番号」と、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタリイントーネットプロトコル電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声タルインターネットプロトコル電話用設備）」とあるのは「当該インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

〔2 略〕

3 第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う総合デジタル通信用設備について準用する。

(アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備)

第五十四条 第三十五条（第二号及び第五号に限る。）、第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話

事業用電気通信設備について準用する。

(アナログ電話用設備等)

第四十六条 第五条から第十五条まで（第十一條を除く。）、第十五条の三（第三号及び第五号に係る部分に限る。）、第三十七条及び第三十八条の規定は、アナログ電話用設備等について準用する。この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十一条第二項中「自家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

(その他の電気通信設備)

第四十七条 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の三（第一項第三号に係る部分に限る。）、第十六条の三及び第十七条の四の規定は、アナログ電話用設備等以外の事業用電気通信設備について準用する。

(アナログ電話用設備)

第五十二条 第二十七条から第三十三条の二まで、第三十五条（第三号及び第四号を除く。）及び第三十五条の二の三の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

2 第三十五条の二の二の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

(総合デジタル通信用設備)

第五十三条 第三十五条（第二号及び第五号に限る。）、第三十五条の二の三及び第三十五条の三の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

(総合デジタル通信用設備)

第五十四条 第三十五条（第二号及び第五号に限る。）、第三十五条の二の三、第三十五条の九の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話

〔2 同上〕

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う総合デジタル通信用設備について準用する。

(アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備)

第五十四条 第三十五条（第二号及び第五号に限る。）、第三十五条の二の三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話

用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインター

ネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中

「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「設置する事業用電気通

信設備」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「当該事業用電

気通信設備」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第

九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

3 第三十五条の二の五の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

(携帯電話用設備及びP.H.S用設備)

第五十五条 第三十五条（第二号及び第五号に限る。）、第三十五条の二の六、第三十五条の三（第五号を除く。）、第三十五条の十九の二の規定は、携帯電話用設備及びP.H.S用設備につ

いて準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

[2 略]

3 第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う携帯電話用設備及びP.H.S用設備について準用する。

(その他の音声伝送用設備)

第五十六条 第三十五条（第二号及び第五号に限る。）、第三十五条の二の六、第三十五条の三（第五号を除く。）、第三十五条の十九の二の規定は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。

この場合において、第三十五条第一号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」とあるのは、「インターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「インターネットプロトコルを使用してパケット交換網」と読み替えるものとする。

[2 略]

3 第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。

[2 同上]

用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

3 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

(携帯電話用設備及びP.H.S用設備)

第五十五条 第三十五条（第二号及び第五号に限る。）、第三十五条の二の三、第三十五条の三、第三十五条の十九の二の規定は、携帯電話用設備及びP.H.S用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

[2 同上]

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う携帯電話用設備及びP.H.S用設備について準用する。

(その他の音声伝送用設備)

第五十六条 第三十五条（第二号及び第五号に限る。）、第三十五条の二の三、第三十五条の三、第三十五条の十九の二の規定は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。この場合において、第三十五条第一号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と、第三十五条の十九の二中「インターネットプロトコル携帯電話用設備」とあるのは、「インターネットプロトコルを使用してパケット交換網」と読み替えるものとする。

[2 同上]

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。